

麻溝台・新磯野土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書 及び条例環境影響評価方法書の概要

1 事業の名称

麻溝台・新磯野土地区画整理事業

2 都市計画決定権者の名称

神奈川県

3 事業者の氏名及び住所

名称：相模原市

代表者：相模原市長 小川 勇夫

住所：神奈川県相模原市中央2丁目11番15号

4 対象事業の目的及び内容

(1)事業の目的

神奈川県相模原市南部に位置する麻溝台・新磯野地域は、優れた自然環境や特徴的な文化施設に恵まれているにもかかわらず、土地利用の混在化が見られる。本事業は、これらの資源を生かしながら、みどり、文化、生活、産業等が複合的に融合した新たな拠点の形成を図るとともに、現在の混在化した土地利用を解消し、有効な土地利用を図る。

(2)事業の内容

○事業の種類：土地区画整理事業

○事業が実施されるべき区域の位置：神奈川県相模原市麻溝台、新磯野及び相模台

○事業の規模：約150ha

○事業に係る土地の利用計画の概要

・公共施設の配置方針：幹線道路として、県道507号相武台相模原線、県道52号相模原町田線及び市道新磯野の3路線を配置する。

公園・緑地計画としては、近隣公園・街区公園を計画し、「さがみはら・みどりの基本計画」に基づく緑道を配置する。

計画区域内の既存の教育施設、南清掃工場、総合体育館等は現位置に存置する。

・宅土地利用計画の概要：産業系ゾーンを地区西北側に配置し、研究開発型・環境調和型・生活文化関連型等の産業誘導を目指す。

住居系ゾーンを地区南東側に配置し、幹線道路の沿道については、沿道系ゾーンとしてサービス系の立地が可能な土地利用とする。

○事業に係る工事計画の概要：主要工種 宅地造成工事、公園・緑地工事、道路工事
工事期間 概ね15年程度

○その他の事業に関する事項：計画区域内の既存の南清掃工場の建て替え計画（平成16～19年頃）

5 事業実施区域及びその周囲の概況

<自然的状況>

○大気環境：計画区域及びその周辺には、一般環境大気測定局が3箇所に設置され、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、光化学オキシダントの測定を行っている。平

成11年の測定結果では、浮遊粒子状物質で2箇所、光化学オキシダントは3箇所、環境基準を達成していない。

○土壌及び地盤：計画区域内の民有地の一部を対象に地下投棄物調査(地下レーダー調査374箇所、試掘・ボーリング調査15箇所)を実施した結果、約98%の箇所は、過去に土の入れ替えが行われたと想定され、試掘調査により、土砂(約95.7%)とその他(玉石、瓦礫類、草本類、アスファルト類等)が確認された。

○地形及び地質：境川と相模川に挟まれた地域は相模原台地と呼ばれ、相模川の河成段丘から成り立っている。計画区域は標高85m～105m程度の比較的平坦な地形で、緩やかに北から南へ傾斜している。(条例-9参照)

○動植物、生態系：計画区域及びその周辺は、大半が宅地や工場として市街化の進んだ環境、水田及び畑の農地の環境、人工的な草地の環境に類型化される。これらの環境の他に、計画区域の西側に河川及び河川敷の環境や、段丘崖の斜面緑地や武蔵野段丘面郡の緑地等の林地の環境が形成されている。

<社会的状況>

○土地利用(現況)：図5-2-4(1)、(2) (P.5-68、5-69参照)

○土地利用(指定)：国土利用計画法に基づく地域区分 図5-2-5 (P.5-71参照)
都市計画法に基づく用途地域 図5-2-6 (P.5-73参照)

○河川等の利用：農業用水として、主に相模川、道保川、鳩川から取水がある。

○交通：計画区域及びその周辺の道路は、計画区域の東側に国道16号が、計画区域の東側に沿って相武台相模原線が、西側に国道129号がそれぞれ南北方向に通っている。また、東西方向には、計画区域北側に、相模原大蔵町線、計画区域の北側に接して相模原町田線、南側に町田厚木線が通っている。

また、鉄道は、計画区域を囲むように北から東にJR横浜線が、東から南に小田急小田原線が、南から北にJR相模線が通っている。

○学校、病院等の配置：計画区域内に5箇所の学校(小、中、高)、3箇所の病院・福祉施設が存在する。

6 事業に係る環境影響評価の項目の選定

【環境影響評価方法書】

○選定した項目(環境要素) 7項目(大気環境、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等)

○環境要素の区分と行為内容の関係

環境要素の区分と行為内容の関係

環境要素の区分			影響要因(行為内容)
大気環境	大気質	粉じん等	・建設機械の稼働
	騒音	騒音	・建設機械の稼働
	振動	振動	・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
動物		重要な種及び注目すべき生息地	・敷地の存在(土地の改変)
植物		重要な種及び群落	
生態系		地域を特徴づける生態系	

景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の存在(土地の改変) ・構造物の存在
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事
計7項目		

- 標準項目のうち、選定しない項目(環境要素) 2項目
 - ・水環境〔水質(水の濁り)〕
 - ・土壌に係る環境その他の環境〔地形及び地質(重要な地形及び地質)〕

【条例環境影響評価方法書】

- 選定した評価項目 1項目 (安全)
- 評価項目と行為内容の関係

評価項目と行為内容の関係

評価項目	評価細目	行為内容(環境影響要因)
安全	交通	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・供用開始後の車両の通行
計1項目		

- 選定しない評価項目 6項目 (電波障害、地象(傾斜地の崩壊)、文化財、景観(歴史的遺産、田園風景、近代的な都市のまちなみ等を主たる構成要素とする)、地域分断、安全(高圧ガス、危険物等))

7 環境の特性に基づき、配慮しようとする内容

【条例環境影響評価方法書】

- 事業計画策定にあたっては、環境への負荷を低減し、自然との共生を図る。
- 近隣公園・街区公園を計画する。また、「さがみはら・みどりの基本計画」に基づく緑道を配置する。
- 雨水排水は、流下能力に応じた調整池を設置し、公共下水道(雨水管)に接続して河川に放流する。汚水排水は、相模川流域下水道左岸幹線に接続する。
- 造成計画においては、現況地形を尊重し、切土量と盛土量がほぼ均等になるようにし、建設発生土及び処分量を極力抑制する。
- 透水性舗装等により雨水の地下浸透を促進する。
- 建設副産物は可能な限り再利用し、発生量の抑制に努める。

8 対象事業を実施するにつき必要な許可等の種類及び内容

【条例環境影響評価方法書】

- 土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の認可 (土地区画整理法)
- 都市計画(市街化区域及び市街化調整区域)の変更 (都市計画法)

- 近郊緑地保全区域における行為の届出（首都圏近郊緑地保全法）
- みどりの協定締結（神奈川県自然環境保護条例）
- 道路管理者以外の者の行う工事の承認（道路法）
- 公共下水道管理者以外の者の行う工事の承認（下水道法）
- 公共下水道計画の認可（下水道法）
- 農地転用の届け出（農地法）